

【2024年6月5日発行】

=====

■ 人事労務マガジン／定例第165号 ■

=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

-----

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 令和6年「高年齢者雇用状況等報告」の申請受け付けを開始しました
2. 令和6年「障害者雇用状況報告」の申請受け付けを開始しました
3. 「グッドキャリア企業アワード2024」応募受け付けを開始しました  
従業員のキャリア形成支援に取り組む企業を募集
4. 「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します
5. 「年収の壁」対応の助成金をマンガ動画で解説します
6. 令和6年度 労働保険の年度更新期間は、6月3日から7月10日まで 窓口へ行かずに申告・電子納付ができます【再掲】
7. 4月から、建設業・ドライバー等の時間外労働の上限規制が適用開始されました  
建設業で働く方やドライバーの「働き方改革」について、PR動画を公開しています【再掲】
8. 6月は「外国人雇用啓発月間」です  
ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 外国人雇用はルールを守って適正に【再掲】

---

## 【トピック1】令和6年「高年齢者雇用状況等報告」の申請受け付けを開始しました

---

6月1日から、令和6年「高年齢者雇用状況等報告」の申請受け付けを開始しました。

この報告は、高年齢者雇用安定法に定められた65歳までの雇用確保措置や70歳までの就業確保措置の実施状況等を把握し、必要に応じて各企業へ公共職業安定所等による助言・指導等を行うための基本情報として使います。

7月16日(火)までに、本社の所在地を管轄する公共職業安定所まで提出をお願いします。

■報告書様式・記入要領等の詳細はこちら

高年齢者雇用状況等報告書及び記入要領等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou_00001.html)

■報告書記入方法の解説動画はこちら

高年齢者雇用状況等報告の記入方法について

<https://www.youtube.com/watch?v=G1-bVrQvYbM>

なお、GビズID(無料)または電子署名(有料)を利用した電子申請による提出もできます。ぜひご活用ください。

■電子申請の詳細はこちら

高年齢者雇用状況等報告の電子申請による提出

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koureisha-koyou/koureisha-koyou.html>

---

## 【トピック2】令和6年「障害者雇用状況報告」の申請受け付けを開始しました

---

6月1日から、令和6年「障害者雇用状況報告」の申請受け付けを開始しました。

従業員40.0人以上の事業主は、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況(障害者雇用状況報告)を公共職業安定所に報告する義務があります(障害者雇用促進法43条第7項)。

7月16日(火)までに、本社の所在地を管轄する公共職業安定所まで提出をお願いします。

【報告書様式・記入要領等の詳細はこちら】

障害者雇用状況報告書及び記入要領等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaisha-koyou\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha-koyou_00002.html)

なお、GビズID(無料)または電子署名(有料)を利用した電子申請による提出もできます。ぜひご活用ください。

【電子申請の詳細はこちら】

障害者雇用状況報告の電子申請による提出

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koureisha-koyou/shougaisha-koyou.html>

---

【トピック3】「グッドキャリア企業アワード2024」応募受け付けを開始しました  
従業員のキャリア形成支援に取り組む企業を募集

---

厚生労働省は、このたび、「グッドキャリア企業アワード2024」の応募受け付けを開始しました。従業員のキャリア形成支援に取り組む企業の皆さまのご応募をお待ちしています。募集締め切りは、7月26日(金)です。

「グッドキャリア企業アワード」とは、従業員の自律的なキャリア形成の支援について、他の模範となる取り組みを行っている企業を表彰するもので、これまでに103社を表彰しています。

学識経験者などで構成する審査委員会が応募企業の取り組み内容を審査、表彰企業を選定し、11月27日(水)に表彰式を兼ねたシンポジウムを実施する予定です。

なお、受賞企業の取り組みは、公式サイト「グッドキャリアプロジェクト」や事例集などで、優れた事例として紹介します。

【募集概要】

[募集対象]

従業員の自律的なキャリア形成(職業生活設計・働き方の実現)を支援するための取り組みを

行っている企業等

※企業としての応募のほか、事業所単位での応募も可

[募集期間]

5月27日(月)～7月26日(金)

[応募方法]

「グッドキャリアプロジェクト」の応募フォームから直接ご応募ください

<https://www.mhlw.go.jp/career-award/>

[表彰種類]

- ・大賞(厚生労働大臣表彰)
- ・イノベーション賞(厚生労働省人材開発統括官表彰)

[シンポジウム/表彰式]

11月27日(水)に、時事通信ホール(東京都中央区)で実施予定

【お問い合わせ】

グッドキャリア企業アワード2024事務局

E-mail [career-award@mail.o-hara.ac.jp](mailto:career-award@mail.o-hara.ac.jp)

電話 03-6261-1362 (平日10:00～17:00)

※詳しくは公式サイトをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/career-award/>

---

【トピック4】「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します 

---

厚生労働省は、独自に労働者の職業能力検定を実施されている企業・団体の皆さまを対象に「団体等検定制度についての出張相談会」をオンライン併用で開催します。【事前申し込み制・参加無料】

この相談会では、今年の3月に創設した「団体等検定制度」に関する説明を行うとともに、具体的な検定の基準の策定手順などの検定の創設支援等についてのご相談を受け付けます。この認定は、民間の団体や企業が独自に行う検定の枠組みを厚生労働大臣が認定するもので

す。認定を受けた検定は、「厚生労働省認定」と表示することができ、専用ロゴマークを使用できます。

制度に少しでも関心をお持ちの方は、気軽にご参加ください。

【開催日時】

6月28日(金) 14時00分～16時00分

【会場】 ※オンライン併用

ホテルグランドヒル市ヶ谷 ペガサス[西館3階]

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町4-1

【申し込み先】

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会(厚生労働省委託事業受託者)

電話:03-3353-4641

E-mail:post@kanka.or.jp

受付時間 9:00～17:00(12:00～13:00、土・日・祝日は除く)

---

【トピック5】「年収の壁」対応の助成金をマンガ動画で解説します

---

年収の壁対応として新設した「キャリアアップ助成金」(社会保険適用時処遇改善コース)の企業活用モデルをマンガ動画で解説します。

今年10月からの従業員数51人～100人の企業において対応が必要となる短時間労働者への社会保険適用拡大にも活用可能です。

3分で分かる「手当等支給メニュー編」「労働時間延長メニュー編」をぜひご覧ください。

【マンガ動画はこちら】

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhRJ0DMKQMB2yVB18TIzsP->

「キャリアアップ助成金」(社会保険適用時処遇改善コース)は、令和5年10月1日以降、社会保険に加入となった労働者に対して、手当等の支給や労働時間の延長を行うなど、収入を増加

させる取り組みを行った場合、労働者1人あたり最大50万円を事業主に対して助成していません。

キャリアアップ計画書の作成、提出、支給申請は、電子申請によって行うこともできます。電子申請には、「来所不要」「入力省略」「窓口が閉まっている時間の届出が可能」といった利用上のメリットがあります。電子申請をぜひご活用ください。

【詳細はこちら】

「キャリアアップ助成金」(社会保険適用時処遇改善コース)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou\\_kyufukin/syakaihoken\\_tekiyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html)

電子申請はこちら

<https://www.esop.mhlw.go.jp/>

【再掲】-----

【トピック6】令和6年度 労働保険の年度更新期間は、6月3日から7月10日まで窓口へ行かずに申告・電子納付ができます

-----  
労働保険は、毎年、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続き(年度更新)が必要です。

■令和6年度の年度更新期間は6月3日(月)から7月10日(水)までです。

期間中にお近くの金融機関、または都道府県労働局、労働基準監督署で申告・納付手続きをお願いします。

※労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の申告・納付手続きは、労働保険事務組合が行います。

■年度更新申告書は事業主宛てに5月末頃に送付しています。

令和6年度は雇用保険率には改定がありませんが、労災保険率に改定があります。保険料率は、厚生労働省ウェブサイトの「労災保険・雇用保険の特徴」をご参照ください(※1)。また、年度更新申告書の書き方は、厚生労働省ウェブサイトの「労働保険徴収関係リーフレット一覧」をご参照いただくか、5月末頃に事業主宛てに送付した資料をご覧ください(※2)。

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送または「電子申請(※3,4,5)」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。労働保険料などの納付は、電子納付や「口座振替(※6)」が便利です。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター(※7)までご相談ください。

※1 【労災保険率・雇用保険率はこちら】

労災保険・雇用保険の特徴(厚生労働省ウェブサイト)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/index.html>

※2 【年度更新申告書の書き方はこちら】

労働保険徴収関係リーフレット一覧(厚生労働省ウェブサイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html)

※3 【電子申請に関する情報はこちら】

労働保険関係手続きの電子申請について(厚生労働省ウェブサイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html)

※4 電子申請には、電子証明書の取得、パソコンの利用環境の設定などが必要です。

令和4年度から「GビズIDアカウント」を利用して電子申請を行えるようになりました(「保険関係成立届」などの一部手続きは除く)。

「GビズID」とは、1つのID/パスワードでさまざまな行政サービスの利用を可能とする認証システムで、「GビズIDアカウント」を利用する場合、電子証明書の取得は不要です。「GビズIDアカウント」の作成方法は、下記の「GビズID」のウェブサイト(※5)をご確認ください。

※5 【「GビズID」はこちら】

gBizIDへようこそ。

<https://gbiz-id.go.jp>

※6 令和6年度(全期・第1期分)の受け付けは終了しています。また、金融機関によっては取り扱いをしていない場合があります。

【口座振替についてはこちら】

労働保険料等の口座振替納付

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudou\\_kijun/hoken/hokenryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/hoken/hokenryou/index.html)

※7 【年度更新コールセンター】

お問い合わせ先電話番号:0120-405-082

開設期間:5月30日(木)~7月19日(金)

受付時間:9時~17時(土日祝日を除く)

※IP電話・携帯電話からもご利用になれます。(通話料無料)

■委託事業者のお知らせ

厚生労働省は、令和6年度の年度更新業務のうち、年度更新の申告書の審査業務などを民間事業者へ委託して実施します。

6月10日(月)から9月30日(月)までの間、手続きいただいた年度更新の申告書について、各地域を担当する民間事業者から問い合わせを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【委託事業者】

株式会社アセンサ:

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、東京都、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

伊藤喜バستمイツ株式会社:

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【労働保険に関する情報はこちら】

労働保険の適用・徴収

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudou\\_kijun/hoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/hoken/index.html)

【最寄りの都道府県労働局はこちら】

都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/in>

[dex.html](#)

【再掲】-----  
【トピック7】4月から、建設業・ドライバー等の時間外労働の上限規制が適用開始  
されました  
建設業で働く方やドライバーの「働き方改革」について、PR動画を公開しています  
-----

今年の4月から、建設業で働く方、トラック、バス、タクシードライバーの方にも時間外労働の上限規制が適用されました。こうした方々の働き方が変わっていくためには、建設業で働く方やドライバーに仕事を依頼する私たちも変わっていかなければなりません。

厚生労働省は、建設業で働く皆さまやトラック、バス、タクシードライバーの労働環境を改善するため、これらの業界が抱える課題や、国民の皆さまにご協力いただきたいことを、「くらし、はたらき、ともにススめ」というかけ声とともに、広くお伝えしていく活動を行っています。

その活動の一環として、国土交通省と連携の上、俳優の小芝風花さんを起用したPR動画「はたらきかたススめ」シリーズを作成し、さまざまなメディアで発信しています。

【PR動画:はたらきかたススめシリーズ】

ショート版(30秒)<https://www.youtube.com/watch?v=lVzm-abWkZY>

ロング版(3分20秒)[https://www.youtube.com/watch?v=H\\_7\\_PLvJuNU](https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU)

トラック編(4分15秒)<https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDIIfCSUA>

バス編(4分)<https://www.youtube.com/watch?v=8bwHdRwH7fM>

建設業編(2分40秒)<https://www.youtube.com/watch?v=y5PSPVGOA3s>

昨年6月に、厚生労働省・国土交通省がPR動画の完成発表会を開催しました。イベントには、加藤厚生労働大臣(当時)、斉藤国土交通大臣が登壇し、国民へのメッセージを発信。また、ゲストとして、動画に出演されている小芝風花さんをお招きしました。

イベントの様子や大臣、小芝風花さんからのメッセージはこちらをご覧ください。

【イベントの様子はこちら】

厚生労働省note:「建設業で働く方やドライバーの働き方改革」

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/n/na65fe18212f0>

建設業で働く方、ドライバーの皆さまは、社会になくてはならない存在です。厚生労働省は、引き続き国土交通省とも連携し、取引環境や労働時間の改善に努めます。  
皆さまのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【詳細はこちら】

建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたススメ

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

【再掲】-----

【トピック8】6月は「外国人雇用啓発月間」です

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 外国人雇用はルールを守って適正に

厚生労働省は、6月を「外国人雇用啓発月間」と定め、事業主をはじめ広く国民の皆さまに、適正な外国人雇用についての啓発活動を行っています。

今年度の標語は「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」です。外国人を雇っている事業主の皆さま、守るべき雇用ルールについて、いま一度チェックをお願いします。

【外国人を雇用する上でのルール(指針)など詳細はこちら】

外国人雇用はルールを守って適正に

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001100538.pdf>